

## DX補助金Q&amp;A

No	質問	回答
1	どのような事業者が補助対象になるか。	北九州市内に事業所（本社、支店、営業所、工場等）を有する中小事業者様が対象となります。 詳しくは要領を確認して下さい。
2	北九州市内企業ですが、市外の工場に機器導入する場合は補助対象になりますか。	原則、対象外です。 【対象となる例】 市外の工場にも機器を導入、同時に北九州市内の事業所にも機器を導入し、リモート接続し、監視・操作する。
3	本社が市外で事業所が市内にある場合補助対象となるか。	対象です。
4	どのような経費が補助対象となるか。	<p>【デジタル化枠】</p> <p>ビジネスチャットの導入、テレワークの導入、メール配信システムの導入、顧客管理ツールの導入等の費用、それに伴う導入経費や機器となっております。また、社内デジタル人材育成も対象となっております。</p> <p>ただし、PCタブレットなど汎用的な機器の購入は補助額の5割以下とします。</p> <p>I 物品費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 土木・建築工事費</li> <li>2 機械装置等製作・購入費</li> <li>3 消耗品費</li> <li>4 保守・改造修理費</li> </ul> <p>II その他経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 外注費</li> <li>2 知的財産権関連経費</li> <li>3 諸経費</li> </ul> <p>【DXモデル育成】、【DXモデル枠】</p> <p>I 物品費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 土木・建築工事費</li> <li>2 機械装置等製作・購入費</li> <li>3 消耗品費</li> <li>4 保守・改造修理費</li> </ul> <p>II 労務費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 従業員費</li> <li>2 補助員費</li> </ul> <p>III その他経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 旅費</li> <li>2 外注費</li> <li>3 知的財産権関連経費</li> <li>4 諸経費</li> </ul> <p>モデル育成枠・モデル枠は労務費及び旅費が補助対象経費となります。</p>
5	昨年度から引き続いて契約する更新経費（サブスクリプションやリース）は対象となるか。	対象外です。補助期間中に新規投資する経費が対象です。
6	ホームページ制作は補助対象か。	ホームページの制作のみは補助対象外です。 【対象となる例】 ECサイト、CRM機能があるもの等は対象となります。
7	PCやタブレット等の機器は補助対象か。	事業の趣旨に沿ったものであれば、対象となります。 ただし、デジタル化枠に関しては、「PC・タブレット等の汎用的な機器購入については、補助額の5割以下」という制限があります。
8	複合機も補助対象となるか	ペーパーレス化事業に寄与するものなど、事業の趣旨に合っていれば、対象となり得ます。ただし、デジタル化枠に関しては、「PC・タブレット等の汎用的な機器購入については、補助額の5割以下」という制限があります。
9	Web配信用のスタジオを作るための改築費、撮影機器などは補助対象となるか	事業の趣旨に合っていれば、対象となり得ます。
10	DX推進プラットフォームとは何か。	DXを推進したい市内ユーザー企業とデジタル化やデータ活用等を提案できるベンダー企業をつなぐプラットフォームです。市やFAISからの情報発信を受け取れるほか、会員間での情報発信も可能です。
11	DX推進プラットフォームにはどうやったら登録できるか。	以下より登録できます。 DX推進プラットフォームURL <a href="https://kitakyushudx.force.com/DXmain/s/">https://kitakyushudx.force.com/DXmain/s/</a> 会員登録方法 北九州市DX推進プラットフォーム_操作手順書 P6~8 労働生産性入力方法 北九州市DX推進プラットフォーム_操作手順書 P21~22
12	なぜ、（DXプラットフォームに）労働生産性の入力が必要か。	※本補助金の調査の一環と致します。今回の補助金の効果を調査し、今後のDX推進に関する行政サービスに役立てます。

## DX補助金Q&amp;A

No	質問	回答
13	公募期間はいつまでか。	<p>【デジタル化枠】 令和4年11月30日（水）16時00分必着 ※先着順で審査を行い、予算が無くなった場合は、公募期間中であっても終了します。その場合は事前にホームページHPに掲載いたします。</p> <p>【DXモデル育成枠・DXモデル枠】 令和4年8月10日（水）16:00※必着</p>
14	補助対象期間はいつからいつまでか。	<p>【デジタル化枠】 交付決定日～令和5年1月31日</p> <p>【モデル育成枠・モデル枠】 令和4年7月12日～令和5年1月31日</p>
15	同一の事業者が複数申請できるか。	できません。 1事業者1申請です。
16	過去の市やFAISの補助金が交付されていても申請できるか。	同一実施内容についてはできません。 ただし、異なる内容であれば申請可能です。
17	国や市の他の助成金・補助金との併用は可能か。	できません。
18	コンソーシアムは補助対象となるか。	補助対象です。 詳細は「DX推進補助金公募要領 ～DXモデル育成枠・DXモデル枠～ 第2 補助対象者（提案者）」をご覧ください。
19	申請書類はどのように提出したらよいか。	以下の提出先にメールで送付をお願いします。 DX推進補助金事務局 (業務委託先：Kanoプランニング株式会社内) 電話 093-967-0741（平日：9時から17時） メールアドレス（提出先） info@kano-plan.com
20	申請書の「期待される効果」が未達だった場合、交付の取り消しや交付金額の減額はあるか。	未達が顕著な場合は、交付決定の取り消しや減額などがあり得ます。
21	交付後に実施内容が変更となる場合、変更申請は必要か。	軽微な変更であれば、必要ありません。 ただし、事業の趣旨に関わるような大幅な事業計画の変更や、補助対象経費の大幅な増減等の場合は変更申請が必要となってきます。
22	インターネットでの購入で見積書・領収収書が無い場合、金額の根拠は何を提出したらいいか	インターネット取引の画面のキャプチャー等、金額が確認できるものでしたら、構いません。
23	交付申請時に必要な書類は何か。	後日提示予定です。
24	今回の補助金はNPO法人も補助対象として該当するのか？	NPO法人、すなわち特定非営利活動法人は対象になりません。 ※その他以下の事業者も対象になりません ・医療法人、社会福祉法人 ・学校法人 ・財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）
25	Q「常時使用する従業員」との定義とは？	「常時使用する従業員」＝労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とします。
26	「PC・タブレット等の汎用的な機器購入については、申請する補助対象経費のうちの5割以下」と記載されていますが、汎用的な機器とは具体的にどのような機器になりますか。	PC・タブレットのほか ・スマートフォン ・複合機 ・プリンター ・スキャナー ・レジ機器・券売機(デジタル化に資するものに限り汎用機器として計上可能) などが該当します。 ※上記以外の機器については申請内容に応じて個別に判断します。